

2021年5月31日

課外活動団体 各位

学生支援課

大阪府緊急事態宣言再延長に伴い、**緊急事態宣言発令期間**の課外活動について、以下のとおりとします。大学からの案内については、**CAMPUSSQUARE**をご確認ください。なお、5/10付けの通知から変更のあった内容は**黄色**としています。

学内外全ての課外活動を禁止とします。

○期間について

- ・緊急事態宣言発令期間

○公式戦について

- ・**7月20日**までの公式戦および公式戦に準ずる活動に伴う練習等が必要な場合は、要望書等を事前に学生支援課まで提出し、主催団体・協会等の対策を確認した上で対応を検討します。

【許可された団体の練習時間】

平日授業日 7:30~9:00、16:00~20:00のうち2時間

※土日祝は禁止

※現時点で、要望書で「許可」を得ている公式戦については、開催の有無を主催団体へ問い合わせし、その結果を学生支援課まで連絡をしてください。改めて検討させていただきます。

※要望書が提出されていない団体については、活動の許可を検討することができませんので、ご注意ください。

- ・要望書様式について

公式戦および公式戦に準ずる活動に伴う練習が必要な場合の【要望書様式】について、専用様式を作成しましたので、次回以降はこちらを使用してください。様式については、課外活動専用 URL【書類関係】にアップしています。

なお、その他の要望がある場合は、従来通りの要望書様式での申請をお願いします。

○課外活動を目的とした学内施設使用について

- ・学内施設を予約しての打合せや説明会等は禁止とします。

○学内外イベント

- ・イベントの主催、参加、実施は禁止とします。

※依頼がある場合も禁止とします。

○学友会センター

- ・開館 平日授業日 7:30~21:00

・部室利用禁止です。ただし、30分程度の荷物搬入搬出は可能です。使用後は速やかに帰宅してください。その際は必ず学友会センター事務室で受付をしてください。30分以上の作業を要する場合は、必ず事前に学生支援課まで連絡をしてください。

○学内各種窓口

- ・開室しています。各種手続き等必要な場合利用可能です。
- ・課外活動書類を提出する場合は、学生支援課まで原則メールで提出してください。
メールで提出できない書類や、原本を提出しなければならない書類は直接窓口へ提出してください。
- ・学友会追風・総務事務・会計とも停止します。

○学生支援課からの連絡について

- ・学生支援課からのお知らせ（CAMPUSSQUARE・メール・電話等）必ず確認、応答をしてください。特に、CAMPUSSQUAREを確認していない団体が散見されます。確実に受け取り、それに伴う手続きをお願いいたします。

○入退部届、幹部変更等について

- ・5月末日時点で、まだ提出できていない団体は必ず学生支援課へ提出してください。
押印が取れないものについては、写真やPDFで一旦提出をし、後日原本提出をお願いいたします。

※この期間も、ONETAP入力は徹底してください。入力できていない団体は当該措置解除後の活動を制限します。今後内容に変更がありましたら、都度お知らせいたします。

以上